

2021 年度 山梨県立大学地域研究交流センター事業  
共同研究報告書

**保育現場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の課題と  
従事する看護職者に期待する役割**

横森 愛子<sup>1)</sup> 大久保ひろ美<sup>1)</sup> 武井 泰<sup>1)</sup>  
勝俣 晴加<sup>1)</sup> 宗村 弥生<sup>1)</sup> 廣瀬 集一<sup>2)</sup>

1) 山梨県立大学 看護学部 2) 山梨県保育協議会 会長

## 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症は、わが国では 2019 年 1 月 16 日に初めて患者が報告され、2 月 1 日に指定感染症に指定された。世界保健機関（WHO）は、2020 年 3 月 11 日パンデミックと（世界的な大流行）と宣言した。以降、変異株による感染の拡大がみられ、子どもの感染者も含め患者は急増し、2022 年 3 月現在においても収束の見通しが立てられていない現状である。

保育現場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策は、2020 年 5 月の緊急事態宣言が発令された時期には、消毒の徹底、送迎時の保護者の検温、少人数での環境を分けた保育、といった園内の環境で可能な範囲の感染対策が実施された<sup>1)</sup>。その感染対策方法については、関連学会等から様々な手引きや情報提供がなされている。日本保育協会では、国立感染症研究所からの感染予防対応策等のアドバイスや情報提供をしており<sup>2)</sup>、さらに日本小児科学学会からの関連情報が提供され<sup>3)</sup>、日本小児感染症学会から手引きの発行<sup>4)</sup>がなされている。山梨県においては子育て政策課からガイドライン<sup>5)</sup>が示された。山梨県内の保育現場においては、そのガイドラインを活用して環境面と保育活動における感染対策をチェックして評価しているが、活用しにくいという感想もある。

緊急事態宣言が発令後の保育現場における現状は、就学前の子育て家庭へのアンケート結果<sup>6)</sup>によると、職員は、「いつ感染者がでるかかわからず常に緊張している」「消毒や検温に追われ気が休まらない」「保護者の対応に追われ疲弊している」「感染予防のための指針が具体的でないため、どこまで対策すれば安心かがわからない」といった回答があり、緊張感の中で使命を果たそうとしながらも葛藤があることが明らかにされていた。また、園内での感染のリスクの理解が乏しく、登園を希望する保護者への対応に苦慮することや収束の見通しが立たないために職員が疲弊し始めること、不顕性感染も含めた職員自らの感染により子どもを感染させるのではという不安から職員のストレスが高まっていること、職員全体への感染予防対策の徹底ができていない、などの状況が明らかにされている<sup>7)</sup>。

保護者側は、「子どもに怒ることが増えた」「子どもがストレスや情緒不安定を示した」というように、保護者と子どもが家庭内でストレスを高め、困難を感じていた<sup>8)</sup>。このように、新型コロナウイルス感染症への対策は、子ども、保護者、職員に身体面のみならず精神面にも影響を及ぼしていた。

保育現場には、看護職者が従事している施設もある。保育現場に従事する看護職者の役割は、子どもと保護者への健康支援、職員への保健指導などや関連諸機関との連携や地域の子育て相談など幅広い保健活動を担っている<sup>9)</sup>。しかし、平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度が施行され<sup>10)</sup>、この制度において、保育所の設置運営基準や地域型保育事業の許可基準には、職員の資格は保育士としながら保健師または看護師の特例を認め、さらに准看護師も対象とされるようになった<sup>11)</sup>。待機児童が増え、保育士が不足する事態へのこのような基準緩和による影響か、未だ保育現場の看護職員配置は、増加せずに留まっているという報告がある<sup>12)</sup>。保育現場への看護職員の配置については、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化を早期から予測し、園内で発生した場合の家庭内保育や保育時間の短縮を想定して、看護職者の雇用や近隣の保育園の看護職者に相談できる体制などの準備における提案はなされていた<sup>13)</sup>。

これらのことから、保育現場に従事する看護職者は、医療の専門的な知識を活用し、子どもと家庭に最も身近な医療職として、新型コロナウイルス感染症がまん延する状況下において子どもた

ちの健やかな成長に資する活動の実践が望まれる。

そこで、本研究では、保育現場における新型コロナウイルス感染拡大への対策の現状における課題と、保育現場に従事する看護職者の役割への期待について明らかにすることとした。その結果をもとに、保育現場において看護職者の専門性を活かした新型コロナウイルス感染拡大対策のあり方を検討する一助とし、看護職者の保育保健活動と保育士による保育活動により子どもの健やかな成長を育むことができる体制づくりにつなげていきたいと考えた。

## II. 目的

保育現場の新型コロナウイルス感染拡大防止対策への取り組みの課題と従事する看護職者に期待する役割について明らかにする。

## III. 用語の定義

本研究で用いる「保育現場」とは、認可保育所及び幼保連携型認定こども園とする。

## IV. 研究方法

### 1. 対象とデータ収集方法

山梨県内の認可保育所計 176 施設（令和 3 年 4 月 1 日現在、公立・私立）と、幼保連携型認定こども園 53 施設の合計 229 施設に従事する看護職者、保育士・保育教諭、管理者・施設長とした。

229 施設に、管理者・施設長に依頼する調査用紙（229 部）、保育士・保育教諭に依頼する調査用紙（916 部）、看護職者に依頼する調査用紙（229 部）と個々への研究依頼文書を郵送した。

看護職者、保育士・保育教諭への調査用紙の配布は、管理者・施設長に依頼した。各施設保育士・保育教諭 4 名への配布は、経験年数を問わず配布して頂くことを依頼した。回答は、個々が提出するように返信用封筒を同封した。

データ収集期間は、2021 年 11 月～12 月であった。

### 2. 研究デザイン

本研究は、アンケート調査を用いた実態調査を行う横断的記述的研究である。

### 3. 調査内容

看護職者、保育士・保育教諭、管理者・施設長に、下記の内容を調査した。

#### 1) 看護職者

①属性、②実施している保健活動に関する内容、③山梨県子育て政策課が提示したガイドライン項目毎の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実施に関する内容

#### 2) 保育士・保育教諭

①属性、②実施している保育保健活動に関する内容、③山梨県子育て政策課が提示したガイドライン項目毎の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実施に関する内容

#### 4. 分析方法

調査票の各質問項目について、SPSS ver.28 を用いて基本統計量を算出した。また、自由記述項目は、質的記述的に分析した。

#### V. 倫理的配慮

本研究の実施にあたり、山梨県立大学看護学部及び看護学研究科研究倫理審査委員会の承認を得た（承認番号：2021-09）。

研究参加者には、研究への協力は任意であり、協力しない場合に不利益は生じないこと、個人情報の保護に努めること、本研究に関する問い合わせ先などを依頼文に明記して文書にて説明した。

#### VI. 結果

アンケートの回収率、有効回答率は、表1の通りである。

表1 アンケート回収率及び有効回答率

	回収率	有効回答率
看護職者	16.5%	97%
保育士・保育職者	51.5%	100%
管理者・施設長	60.2%	100%

看護職者は229施設に配布し、回収数は37部であった。山梨県内の保育現場で従事している全看護職者数は公表されていないため、37部の回収状況の評価には至らなかった。

##### 1. 研究参加者の属性

###### 1) 看護職者が保有している免許と看護職者としての経験年数

看護職者で正看護師の免許を有している者は36人中31人であった。正看護師免許保有者の中で助産師免許保有者は1人、保健師免許保有者は2人であった。准看護師免許の保有者は、5人であった。保有免許別にみた看護職者の経験年数は、表2の通りである。正看護師免許を持つ看護師及び准看護師は、平均経験年数が10年を超える熟練した経験を持っていた。

また、小児看護の経験がある者は、36人中18人であった。その経験年数の平均値は5.8年であった。

表2 保有免許別にみた経験年数 n=36

従事した職種	n	最短年数（年）	最長年数（年）	平均値（年）（SD）
看護師	31	2	37	14.3(±9.3)
*保健師	2	1	3	2(±1.4)
*助産師	1	3	3	—
准看護師	5	15	35	22.8(±7.4)
小児看護の経験年数	18	0.5	21	5.8(±5.2)

## 2) 保育士・保育教諭の経験年数

「保育士・保育職者の経験年数」は、図1のとおりである。10年以上の経験を持つ保育士・保育教諭が72%であり、十分な経験を有することがわかった。

## 3) 看護職者の在職の有無について

管理者・施設長から回答を得た結果は、図2のとおりである。「在職している」と回答した者は40人(29%)であり、約3割程度の施設に在職している現状であった。

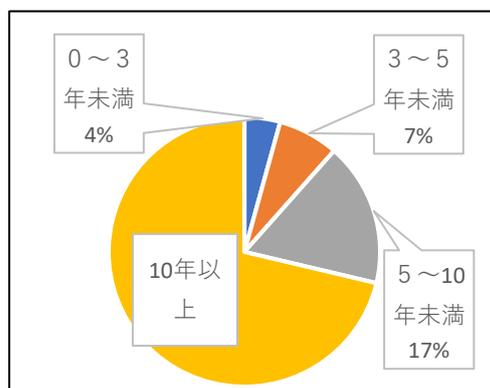


図1 保育士・保育教諭の経験年数 n=472 (NA:3)

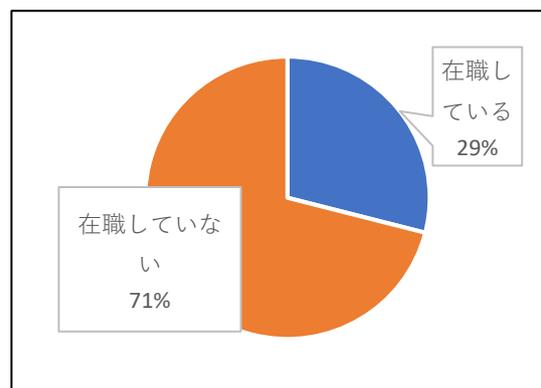


図2 看護職者の在職の有無 n=138

## 2. ガイドライン(山梨県子育て政策課より提示)を活用して新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施している現状における課題

### 1) 山梨県子育て政策課より提示されたガイドラインの概要

ガイドラインは、「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に関する知識と対応策」「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症の疑い時や発生時の対策」の2大項目で構成されており、全61項目のチェック項目がある。ガイドラインの構成の概要は、下記の枠内に示す。

#### 【ガイドラインの概要】

#### Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に関する知識と対応策

##### 1. 各家庭との連携：4項目

例) 保育現場における新型コロナウイルス感染症の予防策を保護者に説明する

##### 2. 子どもへの教育：7項目

例) ①ポスターの提示等を通じて、咳エチケットやティッシュ・タオルの使い方を繰り返し指導する

##### 3. 子どもの体調管理：4項目

例) 登園時の発熱の有無を非接触式体温計で計測する

##### 4. 保護者及び外部の人への対応：6項目

例) ①保護者の送迎や物品の納入などは、できる限り施設外又は玄関口で対応する

##### 5. 感染を拡大させないための対策：22項目

例) 玄関、各教室の出入口などの動線上に、アルコール製剤等の手指消毒液を設置する

##### 6. 行事・イベントの実施：11項目

例) 地域における感染症の流行状況により、個々の行事・イベントの態様(密集度合いや外部の者との交流、など)を総合的に考慮して方法を工夫する

【ガイドラインの概要】

II. 新型コロナウイルス感染症の疑い時や発生時の対策：5項目

例) ①子どもや保護者が濃厚接触者と特定された場合やPCR検査を受けた場合には、速やかに施設に報告するよう保護者に依頼する

2) ガイドライン（山梨県子育て政策課より提示）を活用した新型コロナウイルス感染拡大防止対策実施において、実施が困難であると思う項目

ガイドライン（山梨県子育て政策課より提示）を活用した新型コロナウイルス感染拡大防止対策実施において、実施が困難であると思う項目について、看護職者と保育士・保育教諭に調査した結果を図3、図4に示す。

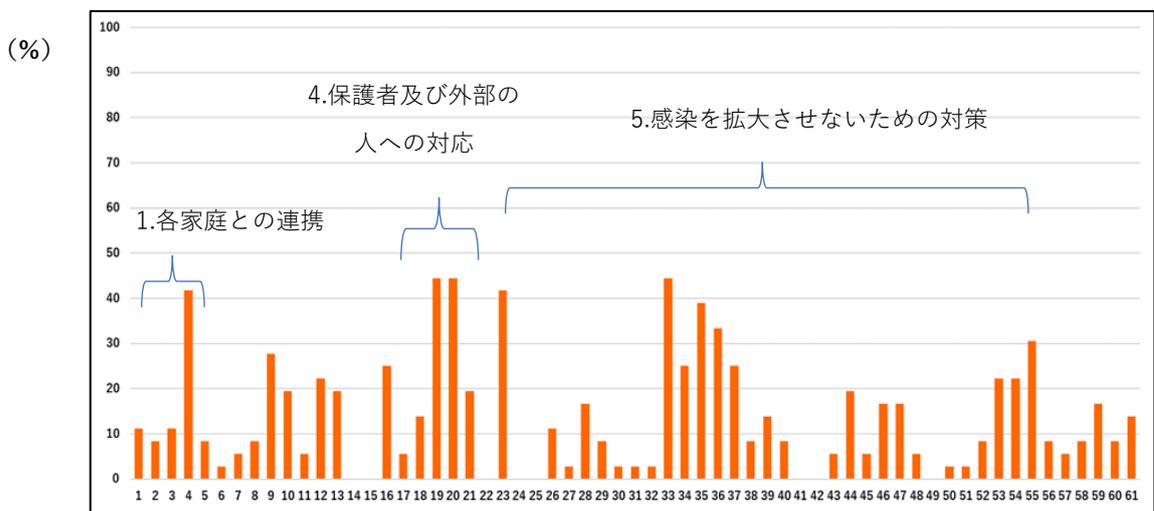


図3 看護職者が「実施困難である」と思う項目 n=36

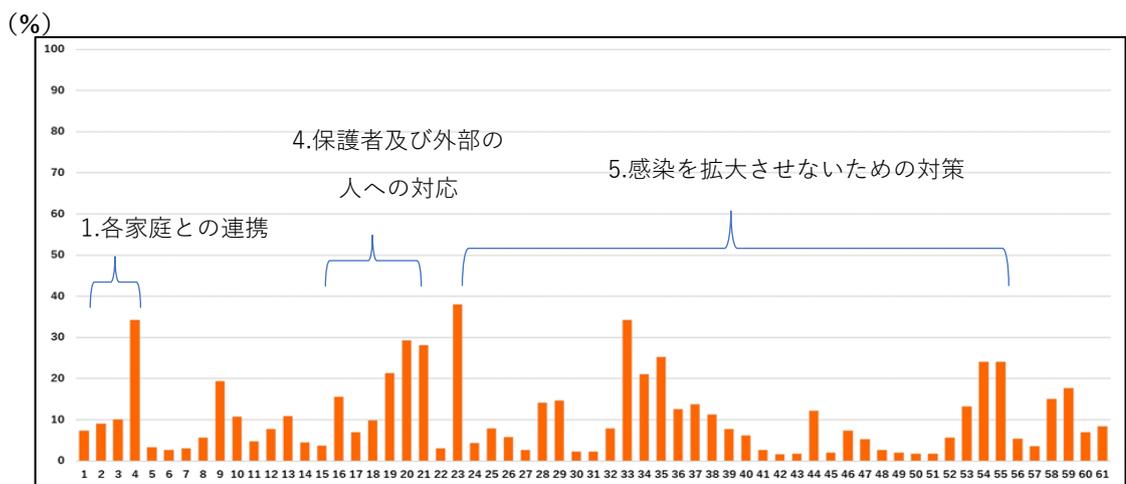


図4 保育士・保育教諭が「実施困難である」と思う項目 n=472

看護職者及び保育者・保育教諭の多くが「実施が困難である」と回答した項目は、「1. 新型コロナウイルス感染症に関する知識と対応策」の中の項目であった。その中で、看護職者の40%以上がチェックした項目と、30%以上の保育士・保育教諭がチェックした項目で共通していたのは、『各家庭との連携：発熱（例えば平熱より2度以上）や、軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢の症状がある場合には、登園・出勤を控えることを徹底する』、『感染を拡大させないための対策：アルコール製剤等で手荒れのする人には、保湿クリームも用意する』、『感染を拡大させないための対策：子どもが近距離で向かい合わないよう活動内容を工夫する』といった項目であった。

3) ガイドライン（山梨県子育て政策課より提示）を活用した新型コロナウイルス感染拡大防止対策実施において、看護職者の介入（実施・指導・教育・確認等）が必要であると思う項目

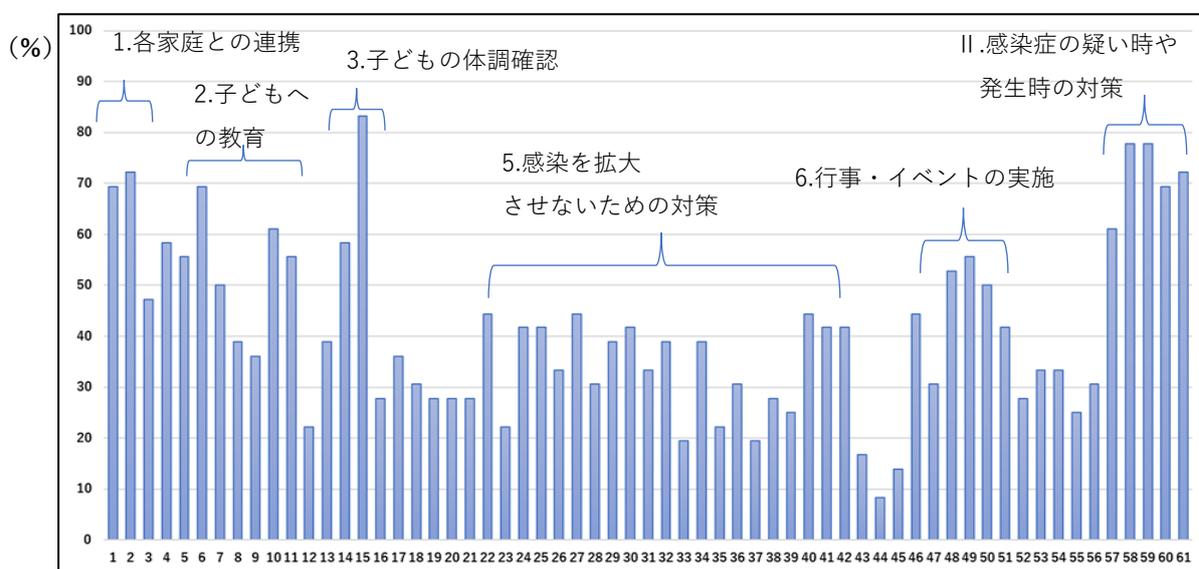


図5 看護職者からみた「看護職者の介入が必要である」と思う項目 n=36

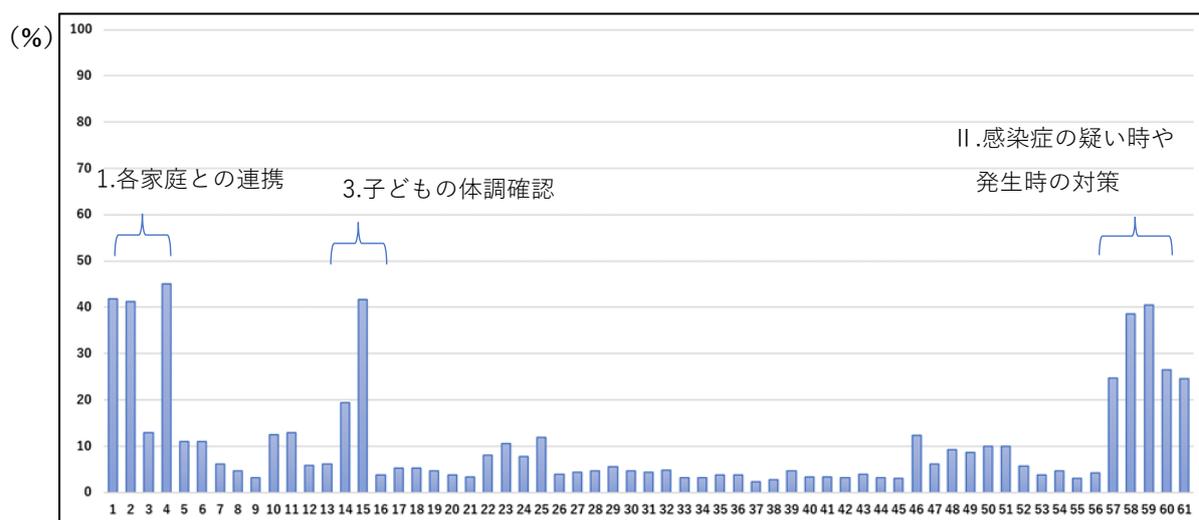


図6 保育士・保育教諭からみた「看護職者の介入が必要である」と思う項目 n=472

ガイドライン（山梨県子育て政策課より提示）を活用した新型コロナウイルス感染拡大防止対策実施において、「看護職者の介入が必要である」と思う項目について、看護職者と保育士・保育教諭に調査した結果を図5、図6に示す。

看護職者及び保育者・保育教諭の多くが「看護職者の介入が必要である」と回答した項目は、「1. 新型コロナウイルス感染症に関する知識と対応策」の中の項目であった。看護職者の方が保育士・保育教諭より、「看護職者の介入が必要である」と回答した項目が多かった。「看護職者の介入が必要である」と回答した項目の中で、40%以上の看護職者と30%以上の保育士・保育教諭とが共通して回答した項目は、各家庭との連携の項目中の『保育現場における新型コロナウイルス感染症の予防策を保護者に説明する』、『保護者に対して子どもの免疫力を高める取り組み（十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事など）を指導する』、『発熱（例えば平熱より2度以上）や、軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢の症状がある場合には、登園・出勤を控えることを徹底する』といった項目であり、さらに子どもの体調確認の項目中の『子どもの発熱時、嘔吐、咳などの時に適時適切に対応する』といった項目であった。

### 3. 看護職者として専門性を活かした保育保健活動の実態

看護職者に、「看護職者としての専門性を活かして保育保健活動として実施していること」に関する考え等について自由記述で回答を求めた。自由記述の内容の類似性により分類したところ、5カテゴリーが生成された。

【保育環境の実情による感染対策の模索】18件、【感染対策に関する啓発活動】16件【園児の健康管理】6件、【感染対策の環境調整と衛生管理】4件、【煩雑・多様な業務遂行】2件、【健康や疾病に関する相談と支援】2件であった。

### 4. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策への取り組みにおける「看護職者に期待することや要望」について

保育士・保育教諭及び管理者・施設長に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施における「看護職者への期待や要望」について自由記述で回答を求めた。

#### 1) 保育士・保育教諭が看護職者に期待すること

自由記述の内容の類似性により分類したところ、4カテゴリーが生成された。

【職員への教育指導と連携】77件、【園児と職員の健康管理】57件、【感染症対策に関する保護者との連携】43件、【園内の衛生管理】15件であった。

件数が多かった【職員への教育指導と連携】の内容には、『感染症の情報伝達とアドバイス（51件）』、『健康情報の分析と発信・実践力（16件）』、『保育士の相談窓口としての存在（7件）』、『講演会・研修会の企画（3件）』であった。

次に件数が多かった【園児と職員の健康管理】の内容は、『体調不良の園児への対応（21件）』、『健康状態の把握（9件）』、『園児への保健指導（7件）』、『感染者への対応（5件）』であった。

## 2) 管理者・施設長が看護職者に期待すること

自由記述の内容の類似性により分類したところ、7 カテゴリーが生成された。

【職員への教育指導・連携】33件、【園児や職員の健康管理】26件、【感染症対策に関する保護者との連携】14件、【感染症に関する情報発信と実践力】9件、【感染症対策の他施設・機関との連携】6件、【未満児保育への支援】3件、【園内の衛生管理】2件であった。

件数が多かった【職員への教育指導・連携】の内容には、『感染症の情報伝達とアドバイス(22件)』、『職員や保護者にとって安心できる存在(5件)』、『全職員と協働した取り組み(3件)』、『感染症対策のマニュアルやガイドラインへの対応(3件)』であった。

また、保育士・保育教諭の看護職への期待にもあった【園児や職員の健康管理】の内容は、『病児・体調不良児への対応(14件)』、『健康状態の把握(10件)』、『園児への保健指導(2件)』であった。

## VII. 考察

### 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実施における困難と看護職者の介入の必要性

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、看護職及び保育士・保育教諭からの調査結果から、実施が困難である項目は、保護者の密を避ける送迎方法、保育保健活動において密を避けること、有症状の子ども登園禁止を保護者に理解・協力を求めるといった内容であった。

これらの内容が実施困難である背景には、保育施設の体制として、これまでの感染症対策においては、新型コロナウイルス感染症の対策である密閉空間、密集場所、密接場所を避ける、といった集団感染を防ぐための方法は求められなかった。このように新型コロナウイルス感染症は、これまで対応した経験がない感染症であることから、保護者への対応や子どもの保育活動の在り方には、困難がともなっていると考える。

また、その一方では、保護者の新型コロナウイルス感染症の予防対策に関する認識の薄いことが今回の調査結果から明らかとなったこと、看護職者及び保育士・保育教諭との認識のずれも要因と考えられる。

看護職者は、ガイドラインの多くの項目について看護職者自身の介入が必要であると回答していた。これは、新型コロナウイルス感染症は新興感染症であることから、これまで対応してきた小児の感染症と異なる特異性の理解に基づく専門的知識を活用した実践が求められていると認識していることが推察された。

しかし、保育士・保育教諭は、全体的に各項目に対して看護職者の介入が必要であると回答した割合が低かった。これは、看護職者と働く機会がなかった保育士・保育教諭にとっては、日頃取り組んでいる活動であり、看護職者の専門性を活かした活動のイメージがつかず介入の必要性を認識していなかったのではないかと推察される。

### 2. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策への取り組みにおける看護職者への期待

保育士・保育教諭が看護職者に期待することは、【職員への教育指導と連携】が77件と最も多かった。この回答結果の背景には、日々保育保健活動として子どもへの対応や保護者との連携を図る上でも看護者からの専門性を活かした活動の関与を望んでいることがわかった。

次に多かったのは、【園児と職員の健康管理】57件であった。その内容は『体調不良の園児への対応(21件)』、『健康管理の把握(9件)』であり、保育士・保育教諭も従来の役割である保育活動に専念できるよう、看護職者に専門性を活かした子どもヘルスアセスメントとコロナ禍における保健活動を望んでいると考えられた。

管理者・施設長が看護職者に期待することは、保育士・保育教諭の回答した傾向とほぼ一致していた。すなわち、【職員への教育指導・連携】が33件と最も多く、次いで【園児と職員の健康管理】26件であった。

管理者・施設長について注目すべきは、『職員や保護者にとって安心できる存在』や『全職員と協働した取り組み』ができることを看護職者に望んでおり、各職種がそれぞれの役割を担いつつ、感染予防対策については看護職者を中心に全職員が取り組んでいける体制を期待しての回答結果であると考えられる。一方で保育士・保育教諭は、本来の役割に専念し保育活動が円滑に行うことができることを望んでいることからの回答結果であると考えられる。

### 3. 今後への示唆

新型コロナウイルス感染症の研究が進むにつれ、感染経路に関する新たな知見も発表されてきている。収束の見通しが立たない現状において、公開されるそれらの知見の情報の活用により、適切な感染拡大防止対策を実施していくことが望まれる。そこで、保育現場に従事する看護職者が、職員や保護者への教育指導や子どもの健康管理といった期待されている役割を担い、職種間連携により安全な保育保健活動を実践していく体制づくりが求められているのではないかと考えた。

## VIII. 結論

1. 保育現場で新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、ガイドライン(山梨県子ども政策課)を用いてチェックし実践を評価している現状
  - 1) 看護職者及び保育士・保育教諭が共通して「実施が困難である」と評価している項目は、子どもが症状を有している場合に登園を控えることを保護者に協力を得ることや、保育活動において密を避ける活動を実施することであった。
  - 2) 看護職者及び保育士・保育教諭が共通して「看護職者の介入が必要である」と評価している項目は、保護者に保育現場における新型コロナウイルス感染症の予防策を説明すること、子どもの免疫力を高める取り組み(十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事など)を指導すること、子どもが症状を有している時は、登園・出勤を控えること、子ども有症状時の適切な対応といった、専門的知識をふまえた保護者や子どもへの対応であった。
2. 保育現場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の課題
  - 1) 保育施設の実情に即したガイドラインとなるよう見直しが必要である。
  - 2) 各保育施設の独自の感染拡大防止対策の基盤となるよう、チェック項目の精選が必要ではないかと考えた。
  - 3) 感染拡大防止を職場の全職員が取り組めるよう、職員間の連携体制づくりが求められる。

### 3. 保育現場に従事する看護職者に期待する役割

看護職者が管理者・施設長や保育士・保育教諭が要望する役割を担うためにも、研修会への参加等により専門職としての専門性を高めていくことが望まれる。

#### 〔引用文献〕

- 1) 全国保育園保健師看護師連絡会：「新型コロナウイルス感染症対策に関するアンケート調査結果」<https://www.hoiku-kango.jp/wp-content/uploads/2020/05/2020>.
- 2) 日本保育協会：国立感染症研究所から 177, 新型コロナウイルス感染症について（第一報）～現在の状況から～保育会 2020.04 からの転載,  
<https://www.nippo.or.jp/Portals/0/images/about/pdfs/covid-19%20infection%20No.1.pdf>,2020.4.
- 3) 日本小児科学会：新型コロナウイルス関連情報,  
[http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content\\_id=333](http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=333).
- 4) 日本小児感染症学会：「保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き」第 1 版,  
[http://www.jspid.jp/news/2003\\_covid19\\_1.pdf](http://www.jspid.jp/news/2003_covid19_1.pdf),2020.3.25 発行.
- 5) 山梨県子育て政策課：感染症にまけないやまなしの保育環境実現のための対策ガイドライン, [https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/covid19info/documents/20210304\\_guidelines\\_hoikusho\\_pdf.pdf](https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/covid19info/documents/20210304_guidelines_hoikusho_pdf.pdf),2021.3.
- 6) ベネッセ教育総合研究所：「幼児・小学生の生活に対する新型コロナウイルス感染症の影響調査,2020.5 実施」,2020.11.
- 7) 1) 再掲.
- 8) 6) 再掲.
- 9) 全国保育園保健師看護師連絡会：～求められる看護職をめざして～, <https://www.hoiku-kango.jp/>.
- 10) 内閣府：よくわかる「子ども・子育て支援制度」,  
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/sukusuku.html>.
- 11) 内閣府：子ども・子育て支援新制度のポイント,  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000159996.pdf>.
- 12) 全国保育園保健師看護師連絡会：「子ども・子育て支援制度のもと、子どもの健康と安全の確保のために看護師等の教育・保育施設への配置に関する要望書」,2019.6.
- 13) 2) 再掲.